

【別紙5】

3. 9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する計画に係る事業開始に伴う電気通信事業法における登録の条件方針

平成21年9月
総務省

平成21年6月10日付け3. 9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する計画の認定を受けた者（認定番号13から17まで）が、当該認定に係る事業の開始に伴い、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条に基づく電気通信事業の登録（既存事業者の場合は、同法第10条第1項第3号「電気通信設備の概要」に係る変更の登録を含む。以下単に「登録」という。）を受けける場合には、同法第163条第1項の規定に基づき以下の条件を付すこととする。

<条件>

- 1 「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（平成16年6月策定。平成20年5月再改定。）を踏まえつつ、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の13に基づく特定基地局の開設計画の認定申請書に記載した「電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与に関する事項」（以下「認定申請書記載事項」という）の内容を着実に履行すること等により、MVNOによるネットワークの円滑かつ適正な利用を促進すること
- 2 電気通信事業を営んでいるものの、電気通信事業者に該当しないコンテンツ配信事業者等についても、MVNOに準じた取扱いを行うように努めること等により、ネットワークの円滑かつ適正な利用を促進すること
- 3 認定申請書記載事項の実施状況や電気通信事業者に該当しないコンテンツ配信事業者等との協議状況など、MVNOやコンテンツ配信事業者等によるネットワークの円滑かつ適正な利用を促進する取組の実施状況について、毎年半期ごとに取りまとめ、速やかに総務大臣に報告すること

以上